

霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の引用条項に錯誤があったため、本条例の所要の改正をしようとするものである。